

米国産牛肉輸入問題 について

厚生労働省 食品安全部
農林水産省 消費・安全局

説明の流れ

- I. 米国産牛肉問題のこれまでの経緯
 - ① 事案の概要
 - ② 3月の専門家会合の概要
- II. 消費者等との意見交換会の概要
- III. 米国側のレビューの結果
- IV. 今後の対応(輸入手続再開の考え方)
 - ① 対応の基本的考え方
 - ② 事案の発生以降米国側が行った強化対策
 - ③ 今回新たに要請した追加措置
 - ④ 日本国内において新たに講じようとする措置
 - ⑤ 輸入手続停止中貨物への対応
- V. 香港、台湾における骨片混入事例の概要

I . 米国産牛肉輸入問題 のこれまでの経緯

1

事案の概要

2

これまでの経緯 ①

H15.12.24

米国でBSE感染牛1頭確認

米国からの牛肉等の輸入停止
輸入停止直後から継続的に協議を実施

H17. 5.24

米国産牛肉等の輸入再開について食品安全委員会へ諮問

H16.10の局長級会合を踏まえ、米国産牛肉等と我が国牛肉等とのBSEリスクの同等性を諮問
プリオン専門調査会において10回審議

H17.12.8

米国産牛肉等のリスク評価について食品安全委員会から答申

・米国・カナダのBSEリスクの科学的同等性を評価するのは困難
・輸出プログラム
〔全頭からのSRM除去
20か月齢以下の牛 等〕
が遵守されたと仮定した場合、米国・カナダ産牛肉等と国内産牛肉等のリスクの差は非常に小さい

H17.12.12

米国・カナダ産牛肉等の輸入再開決定

輸入再開に当たっての対応、Q&Aについてプレスリリース

H17. 12.13～24

米国及びカナダにおける日本向け牛肉認定施設等の査察

担当官を派遣し、食肉処理施設(米国11施設、カナダ4施設)等の査察を実施

3

これまでの経緯 ②

H18.1.20

米国産牛肉の輸入手続の停止

・農林水産省動物検疫所成田支所及び厚生労働省成田空港検疫所において、せき柱を含む米国産子牛肉を発見
・当該ロットについては、全て焼却処分
・全ての米国産牛肉の輸入手続を停止

H18.2.10

国内に輸入された米国産牛肉の自主調査結果公表

H18.1.23に既に米国から輸入された牛肉について、念のためせき柱が含まれていないか地方自治体を通じて自主調査を要請し、その結果をとりまとめ、公表

H18.2.17

米国農務省が調査報告書を日本側に提出

H18.3.31には調査報告書の和訳(仮訳)を公表(調査報告書の添付資料については、H18.3.17に公表)
H18.3.6に調査報告書について米国政府に対し照会
H18.3.18に米国農務省から照会事項に対する回答

H18.3. 28～29

日米専門家会合

H18.4.11～24

全国10か所で意見交換会を実施

H18.4.24～5. 4

米国側の対日輸出認定施設の再調査

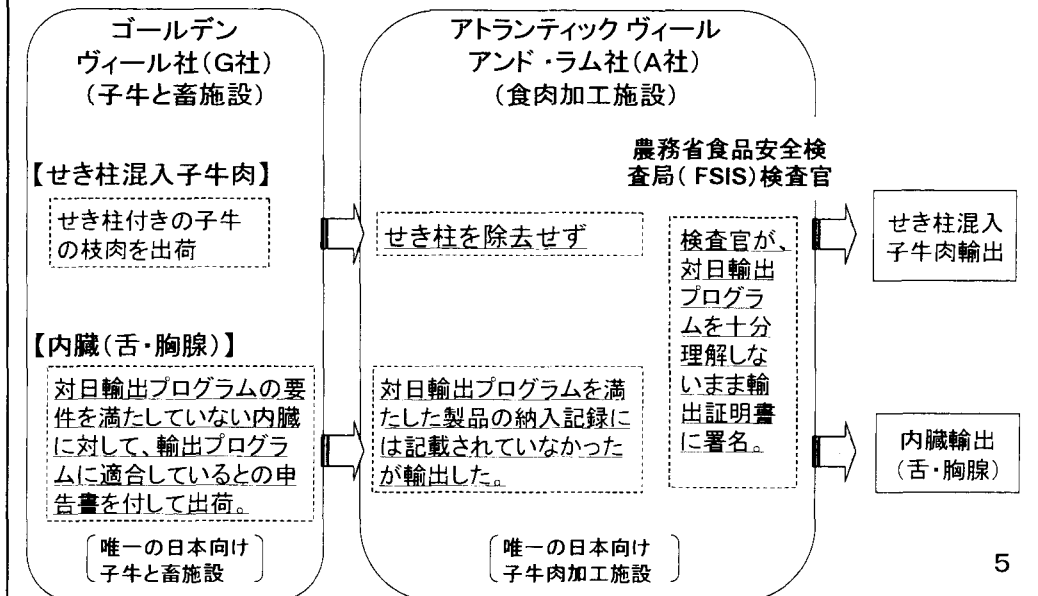
H18.5. 17～19

日米専門家会合

再調査結果をまとめた報告書の公表

4

今回の米国産牛肉せき柱混入事案の概要



3月の日米専門家会合の概要

日米専門家会合の概要(3月28日及び29日)

- ❏ 以下の点等、米国との間で一定の共通認識を得る。
 - ◇ ゴールデン社、アトランティック社の2施設において今回の事案が起きた経緯
 - ◇ 農務省農業販売促進局(AMS)により認定された対日輸出施設のQSAマニュアルに改善すべき点があったこと

(具体的には)

- ① 今回の事案は、問題の施設が認定されたQSAマニュアルに従わなかったこと及びそれをFSISの検査官が発見できなかった結果、発生したものであること
 - ② 問題となった施設の認定について、当時の判断としては、手続に従って認定が行われたものであるが、今から振り返れば、QSAマニュアルがより具体的、現実的なものであったとすれば、今回の事案を防ぐことができた可能性は高まっていたと考えられること
- ❏ 今後、これまでの経緯について日本側は消費者への説明会等を実施し、米国側においては今後日本側が提示する調査項目も含めた他の対日輸出認定施設に対する再調査、改善策の具体化を行うこととし、これらの結果を踏まえてこれからの対応を検討。

7

Ⅱ. 消費者等との意見交換会の概要

8

意見交換会の開催状況

開催日	開催場所
4月11日(火)	沖縄県(那覇)
4月12日(水)	北海道(札幌)
4月13日(木)	宮城県(仙台)
4月14日(金)	大阪府(大阪)
4月17日(月)	新潟県(新潟)
4月18日(火)	愛知県(名古屋)
4月19日(水)	広島県(広島)
4月20日(木)	福岡県(福岡)
4月21日(金)	東京都(東京)
4月24日(月)	香川県(高松)

9

意見交換会での主な意見の概要①

米国の調査報告書・米国との協議について

- 米国は特異的な事例と言うが、香港の例をみても米国の対応は杜撰。
- 日本側が提示したルールがなぜ守られなかったのか、しっかりとした原因究明をすべき。
- 国民の生命を守るという真摯な対応で米国側と協議を行ってほしい。
- 6月に開催予定の日米首脳会談に向けて再開を考えているのか。
- 米国からの圧力によって政治的に輸入再々開をすべきでない。

10

意見交換会での主な意見の概要②

今後の対応について(その1)

- 米国側の改善措置の精査が第一であり、現時点では輸入再開には反対。
- 全ての対日輸出業者の現地調査を早急を実施するとともに、輸出プログラム遵守の確認方法の徹底的な検証をしてほしい。
- 米国に輸入牛肉のBSE検査を求めるべき(自主的に全頭BSE検査を実施すると表明している米国の業者から輸入すべき)。
- 米国側に年齢がわかるシステムの構築を要求すべきではないか。

11

意見交換会での主な意見の概要③

今後の対応について(その2)

- 日本での輸入検疫体制を強化すべき。
- 輸入再開にはしっかりした事前の査察が必要。また、抜き打ち査察を日本側でできないか。
- 米国における飼料規制の実態等をしっかり把握すべき。
- 輸入停止後、通関できずに保管されている貨物への対応にも留意してほしい。
- 米国産牛肉を食べる食べないは個々の消費者の選択に委ねればよい。

12

意見交換会での主な意見の概要④

今後の対応について(その3)

- 今回の停止措置は残念だったが、これにより、米国の対策が強化されるのは良いこと。早期の再開を期待する。
- 一刻も早く輸入を再開してもらいたい。国内産牛肉は非常に値段が高く、経営が大変。
- 意見交換会や意見募集での意見について、どのように反映されるか説明してほしい。消費者の声が反映されているのか疑問。
- 消費者等からの意見についてはきちんと反映してほしい。

13

意見交換会での主な意見の概要⑤

情報提供・表示等について

- リスクコミュニケーションの開催場所を増やして多くの国民との意見交換が必要。また、参加していない国民への情報提供にも力を入れるべき。
- 消費者が米国産牛肉かどうかを選択できるよう、加工食品や外食の原産地表示は法律的な表示義務とすべき。

14

意見交換会での主な意見の概要⑥

その他

- プリオン調査会の委員のうち、慎重派の6人が辞めて、今後、公平中立な議論ができるのか。
- 評価の前提である輸出プログラムの遵守が破られたのだから、食品安全委員会は再評価を行うべき。
- 今度、同じことが起こったら、政府の関係者は辞任すべき。
- 米国産牛肉を輸入するより、国産牛肉の生産振興を考えるべきではないか。

15

Ⅲ. 米国側のレビューの結果

16

米国側による施設のレビュー

実施期間、実施方法等

実施期間: 2006年4月24日から5月4日

対象施設: 35施設

実施者: AMS監査官

確認内容: 輸出プログラム要件(追加要件含む)への適合性、認定された輸出プログラムに定められた手順の遵守状況や記録の保管状況等、システム全体の適正な遵守状況について確認

17

米国側による施設のレビュー

追加措置を含めた対日輸出プログラム

35施設における、本年1月20日以降に追加された要件を含めた対日輸出プログラムについての対応状況の調査

※追加された要件: 輸出認定製品リストのAMSによる承認の義務化 等

過去の対日輸出牛肉等に関する調査

昨年12月12日から本年1月20日の間に日本向けに出荷された全ての製品についての追跡調査(35施設中、輸入実績のあった25施設を対象)

18

米国側による施設のレビュー結果 —追加措置を含めた対日輸出プログラム—

- レビュー対象35施設の非適合の状況は、
 - ① 全く非適合が確認されなかった施設: 10施設
 - ② 重要度の低い非適合のみが確認された施設: 19施設
 - ③ 重要度の高い非適合が確認された施設: 6施設
- 確認された非適合は、手続や書類上の問題点であり、製品の対日輸出条件への適合性等に影響を及ぼすといったものではなかった。
- 発見された問題点については早急に改善予定。(5月末までにAMSに改善の報告をしなければならない。)

19

非適合事例の概要 ①

重要度の高い事例

- と畜用に受け入れた牛のうちの1ロットについて、施設の記録中に牛の月齢の証明が残されていなかった。
しかしながら、これらの牛は認定施設から受け入れており、記録から20か月齢以下であると確認された。
- 4月から輸出プログラム要件として追加されたAMSによる製品確認書についての手順書の修正が完全ではなかった。

20

非適合事例の概要 ②

重要度の高い事例

- 内部監査が実施されていなかった。
しかしながら、農務省による監査によって、システムが十分機能していることが確認された。
- 不適格品についての分別管理を明記した手順書が保持されていなかった
しかしながら、監査実施当時、この施設は日本向け製品を生産していなかった。

21

非適合事例の概要 ③

重要度の高い事例

- 4月から輸出プログラム要件とされた輸出国別製品コードを使用する代わりに、北米食肉加工協会(NAMP)の識別番号(相手国別にならない)を使用していた。
しかしながら、他の管理手法により、相手国への適切な出荷が確保されていた。
- 20か月齢以下の枝肉由来製品の製品番号が、30か月齢未満の枝肉由来製品にも使用されていた。
しかしながら、他の管理手法により、適格品の出荷が確保されていた。

22

非適合事例の概要 ④

重要度の低い事例

- ▶品質マニュアルが、QSAプログラムの要件である記録の適切な保管に関する規定がなかった。
しかしながら、保管は適切に行われていた。
- ▶内部監査は四半期に1回実施されることが品質マニュアルに規定されていたが、1回目の監査の後、監査を実施していなかった。
しかしながら、農務省による監査によって、システムが十分機能していることが確認された。

23

非適合事例の概要 ⑤

重要度の低い事例

- ▶企業の供給先リストでは、輸出プログラム用の製品の供給は外部から受けないことになっていたが、品質マニュアルと輸出手順書にはその変更が反映されていなかった。
しかしながら、企業は昨年10月以来、外部から供給を受けてはいない。
- ▶品質マニュアルで定められている、書類の改正番号や日付の明記が、一部の書類についてなされていなかった。また、書類のページ番号が記載されていないページがあった。

24

米国側による施設のレビュー結果
—過去の対日輸出牛肉等に関する調査①—

- 昨年12月12日から本年1月20日までの間に25施設で処理され、対日輸出された牛肉等については、保管されていた記録を検証した結果、問題点は発見されなかった。
 - ☆20か月齢以下の牛由来の牛肉等であることの調査
 - ☆除去部位を含むものでないことの調査

25

米国側による施設のレビュー結果
—過去の対日輸出牛肉等に関する調査②—

具体的なレビュー結果

入手可能な全ての製品・出荷記録をレビューした結果、20か月齢以下の牛由来又はA40要件を満たしていることを確認。

製品名・製品コードをレビューした結果、輸出された製品には頭部、腸は含まれず、骨付き肉、骨なし肉、ハラミ、横隔膜、舌のみであることを確認。

出荷記録及び製造記録をレビューした結果、頭部、せき髄、回腸遠位部、せき柱は除去されていたことを確認。

26